



災害時における災害救助犬の出動に関する協定

山形県

特定非営利活動法人日本レスキュー協会



災害時における災害救助犬の出動に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、山形県内において災害等が発生した場合に、被災現場で被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

- 第1条 甲は、甲が搜索活動のため必要があると認めるとき、または、災害が発生した市町村からの依頼があったときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。
- 2 甲の出動要請は、文書（第1号様式）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

- 第2条 乙は前条の出動要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。
- 2 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を文書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（搜索活動の実施等）

- 第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い搜索活動を実施するものとする。
- 2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

（活動状況の報告）

- 第4条 乙は、活動を終了し、帰着すれば速やかに、甲に対して文書（第3号様式）により報告するものとする。

（費用の負担）

- 第5条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、甲又は甲から支援を受けた市町村が負担するものとする。

（損害補償）

- 第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴って、乙の出動人員、災害救助犬等に生じた損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(訓練の参加)

第7条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、毎年4月に相手方に報告することとし、年度途中に変更があった場合は、速やかに相手方に報告する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年8月26日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事

吉村美栄子



乙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2番13号
特定非営利活動法人 日本レスキュー協会
理事長

多田修

